

## 第10回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

◆ 日 時 平成22年2月12日(金) 10:00~12:00

◆ 場 所 大分市役所本庁舎 8階 大会議室

◆ 出席者

### 【委員】

宇野 稔、伊東 龍一、野尻 哲雄、高瀬 圭子、廣瀬 惇子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、川辺 正行、中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、安部 剛祐、永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、秦 忠士、小林 知典、小出 祐二、神矢 壽久の各委員(計32名)

大分市長 釘宮 磐

### 【事務局】

企画部次長 日小田 順一、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛 (計8名)

### 【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、人事課主任 伊地知 央、議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典 (統括者・副統括者除く 計4名)

### 【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 大城 存

### 【傍聴者】

1名

◆ 次 第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員長あいさつ
4. 議 事
  - (1)部会代表者会議の報告について
  - (2)市長との意見交換
  - (3)その他

## <第10回 大分市自治基本条例検討委員会>

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、第10回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。</p> <p>本日は市長が出席しておりますので、先週行われました部会代表者会議の報告と併せまして、市長との意見交換を予定しております。</p> <p>全体で2時間程度を予定しておりますので最後までよろしく願いいたします。</p> <p>それでははじめに市長がご挨拶いたします。</p>
市長	<p>委員長さんを始め大分市自治基本条例検討委員会の皆さま方におかれましては、平素より市政に対しまして何かとご支援、ご協力を賜っておりますことを、この場を借りて改めて御礼申し上げます。</p> <p>また、今日まで全体での検討会、また5つの部会に分かれての分科会をそれぞれ4回あまりと、非常にタイトな中で皆さま方にはお忙しい時間を割いていただき、熱心にご論議をいただきまして、改めて皆さん方のこれまでの取り組みに対しまして、感謝の意を表したいと思います。</p> <p>ご案内のように、地方分権の流れが大きく進み始めておりますが、国のこれまでの地方分権改革推進委員会では、4次の勧告を受けまして一定の役割を終えたところでございます。そんな中で新たに発足しました鳩山新政権では、地域主権という形でこれをマニフェストの1丁目1番地に掲げるといふようなことで、今後更に動きが加速してくるといふふうに捉えているところでございます。ご案内のように地域主権の時代というのは、我々の基礎自治体の時代とも言えるわけございまして、これからの時代はまさに自治体間がそれぞれ自らの持ち味を出して特色のあるまちを作っていく。言わば自治体間がそうした中でお互いに切磋琢磨をする時代へと移行していくことを意味すると私は思っております。そのためには、この大分市が他都市に勝る、また先んじてこうした取り組みを進めてきたという自負はございますけれども、更にこれに磨きをかけ、市民と行政、更には市民の代表である議会の皆さん方と、想いを一つにしてお互いにパートナーシップを深め、更には信頼関係を深めていくという取り組みが必要であると考えておるところでございます。</p> <p>そういう意味で、私は「自治基本条例」の検討を皆さん方をお願いした背景にございますので、いよいよ地域が自立をしていく、また自治を自らで進めていくという基本的なものを是非作っていかねばならないと確信いたしております。</p> <p>本日は、私と検討委員の皆さん方との意見交換の場も設けておるようでございます。皆さん方がこれまで様々な議論をしていく中で、いろんな課題も出てきておるようであります。私もこの中で皆さん方と意見交換ができるというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、これから、素案の作成、市民意見交換会の開催、更には条例の制定と、道のりは決して平坦なものではないと思いますが、しかしこの道のりが、実は極めて大事だといふふうに思っておりますので、どうぞ大いに議論をし、これから、我々が他都市に誇りが持てるような「自治基本条例」が制定でき</p>

事務局	<p>ますように、皆さん方の今後更なるお力添えをお願い申し上げて、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員長さん、よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>皆様方、改めましておはようございます。今日は久方ぶりの全体会議ということで、たくさんの委員さんにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。今、市長さんからご挨拶をいただきましたが、今日は市長さんをお迎えして、親しく意見交換をさせていただくという、今までなかったチャンスが得られました。そういうことで、今日は2時間予定をさせていただいております。有意義な会合になるように、司会進行役を務めたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、討論に入ってまいりたいと思います。</p> <p>皆様方のお手元に資料が配られているかと思いますが、その一番大きいA3の資料は実は2月5日、ここに部会名が書かれておりますけど、その部会の代表者の方々が一堂に会しまして、各部会のこれまでの審議の成果、更には問題点等々を互いに紹介しあって、その内容につきまして議論をさせていただいたところでございます。約2時間で、時間が足りないくらいの会合でございました。</p> <p>今日はそういった代表者会議の議論の情報のレベルに、委員さん全員が合わせていただければと思っているところでございます。そういう意味合いから最初にこの資料を見ていただきながら、事務局の方でまとめていただいておりますので、各部会の内容、そして部会代表者会議で「こういった点はこうした方が良くないんじゃないでしょうか」というような確認をされた事項もでございます。そういったところを、ひとまずご紹介いただければと思います。その内容につきましてのご質問、更には問題点の意見交換はその後ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>では、事務局からよろしくご報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から先週行われました、部会代表者会議での検討の状況をご報告させていただきます。</p> <p>お手元の（資料1）で説明させていただきます。</p> <p>まず、「理念部会」からの議題としてあがっております、検討項目の「前文」についてでございますが、理念部会において案を作成していただいておりますので、まずは、（別紙1）をご覧ください。</p> <p>この案は、現段階の案として理念部会からご提出いただいているものでございます。</p> <p>それでは、読み上げさせていただきます。</p> <p>「（仮称）大分市自治基本条例 前文（案）</p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p>

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、次の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範、(仮称)大分市自治基本条例を制定します。」という内容でございます。

この内容についての部会代表者会議でのご意見といたしまして、(資料1)の右端の欄でございますが、

「大分市の歴史を謳うということよりも、住民自治ということの前提に立って、これからめざす方向を謳うべきではないだろうか。」という意見がでまして、この意見に対して「大分市の自治基本条例であるためには、大分市の自然や歴史を受け継いでいくということは謳われるべき。」であるとの意見も挙がったところです。

また、「定義」につきましては、(別紙2)の方に、理念部会の考え方をお示ししておりますが、その中でも特に「協働」につきまして、様々なご意見がある中、結論が部会代表者会議では出ませんで、『協働』という言葉が条文中に使うのか使わないのか、また『パートナーシップ』という言葉も出ましたが、このような他の言葉に置き換えるのか、若しくは誤解のないようにきちんと定義をした上で使用するのか、全体会議で議論をする。」こととなりましたので、本日、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

(資料1)にお戻りいただいて、次の、「基本理念」、「基本原則」につきましては、同じく(別紙2)に理念部会の考え方をお示ししましたが、特に主だったご意見はございませんでしたので、本日お気付きの点がございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。

次に、「市民部会」の検討内容でございますが、市民部会では、「市民の権利」、「市民の責務」、「地域活動団体・事業者の責務」について、検討を進めておりまして、部会代表者会議では、そこに記載しておるとおりの内容にてご報告をさせていただきました。

特に主なご意見はいただいておりませんが、本日お気付きの点がございましたらご意見をいただきたいと思っております。

なお、「その他」として「地域のことは、地域で支えあう仕組みづくりが盛り込まれるべき。」という意見と「地域コミュニティを形成する観点からも『自助・共助・公助』が非常に大事であり、自治基本条例の大前提とするべき。」という意見につきまして、後ほど出てまいります「都市内分権」の考え方に関連する内容であることから、「都市内分権」の項目の議論の際に、この考え方についても検討することとしております。

次に「執行機関・議会部会」でございますが、部会の意見といたしまして「『議会基本条例』が先行している本市では、今、検討している『自治基本条例』との関係をどうするか。」ということが最大の課題になっておりまして、部会代表者会議では「現在検討している『自治基本条例』は、自治の最高規

範として、『市民・議会・執行機関』の三者を謳い込む。」ということで、意見の一致が見られたものと判断をしておりますが、このことを本日の全体会議でご確認いただくこととしております。

次に「市政運営部会」でございます。行政が行う事務に係る条文の検討を行っていただいておりますが、まず、「市政運営の基本」につきましては、「市政運営の章の頭に必要なのか、理念的なところで語られればよいのか」、「条例の制定」、「人材育成」については、「その内容から『市民参加・まちづくり部会』で検討されるべきか」、また、「連携・交流」、「多文化共生」は「市政運営とは別の章で謳われるべきなのか、又は他の項目の中で謳われればよいのか」などのご意見がございまして、部会代表者会議では、これらについては、「自治基本条例そのものを理念的な条例にするのか、具体的な内容を盛り込んだ条例にするのかによって、これらの項目が必要か不要が変わるのではないか。」との意見でございました。

更に、その他では、「大分市自治基本条例の特色として、例えば『環境・景観』や『教育』について、章立てしてもよいのではないか。」という意見に対しまして、「現在議会において検討中であります『子どもに関する条例』との関係性も踏まえたうえで、自治基本条例に謳えば特色にもなるのではなからうか。」というご意見や「今、検討されている自治基本条例には、いわゆる成人者を対象とした内容が多く、子どもの部分が触れていないので、そこを教育・文化的な観点から入れられないだろうか。」といった意見が出されました。

最後に、「市民参加・まちづくり部会」ですが、「協働の推進」につきましては、「協働」の定義について色々と議論がなされておりますが、理念部会のところの「協働の定義」の議論が整理されれば自ずとこの問題につきましても解決されるものと考えております。

また、「都市内分権」につきましては、今後、大分市としてどのような方向性で「都市内分権」を進めていくのか、という大きな前提がございまして、部会代表者会議でのご意見といたしましては、「『地域のことは地域で支えあう仕組みが必要である』という趣旨のものは必要であるが『都市内分権』という言葉が重すぎるのではないか。」また「地域を活性化させるということについては、同じ意見であると思うので『都市内分権』という言葉の意味を明確にした上で、議論を深める必要がある。」ということが出ております。

以上、先週行われました部会代表者会議での意見内容でございます。

これらをもとに、本日の議論を深めていただきたいと思います。

委員長

それでは、各部会の部会長さん副部会長さん、今、事務局からご報告がございましたけれども、もう少しコメントを加えたいということがございましたら挙手をしていただきまして、お出しいただきたいと思いますが、いかがでございますか。だいたい尽くされておりましたでしょうか。

よろしいですか。（「はい。」の声あり）

それではまず、先程申し上げましたように、部会代表者会議にご出席なされていない委員さんが今日たくさん居られます。そこで、一つのまとめでございますが、この内容につきましてもう少し詳しく情報を提供してください、

というところがございましたら挙手をしていただきましてご発言いただけないでしょうか。

大体、情報が代表者会議と同じように伝わったかどうか、不安を抱くものですから、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただいて。

よろしいでしょうか。記載については一枚の紙では表現できませんから、ポイントはそういうことだったのか、ということがご理解いただけましたでしょうか。(「はい。」の声あり)

それではこれから議論を展開していくわけですけど、事務局の方から示されました内容の中で、是非今日はこのところの議論を深めておきたいなというテーマがいくつかございます。

一つは理念部会でも他の部会でも問題になったようでございます「協働」という言葉をどのように使っていくのか、それとも他の表現を使っていくのか、「協働」ということに対する理解が一つございます。

それから、この条例の性質です。先程事務局から説明がありましたように、本市につきましては「議会基本条例」が先行しております。その議会の基本条例と今私どもが制定に向かって努力をしております「大分市自治基本条例」の関係をどういうふうにつまみ、整理していくのかということでございます。部会代表者会議では市民、議会、執行機関の3者を謳いこんだものであって、今、我々が努力している条例が大分市の最高法規であるというような認識が一応得られておりますが、これは全体会議でご意見をいただければと思っております。

次に、あまり聞きなれない言葉かもしれませんが、「都市内分権」という言葉がございます。今日も出掛けにテレビで、名古屋でかなり徹底した都市内分権的な発想で、コミュニティで具体的なものを展開したらどうか、という話の紹介がございました。いかに地域のコミュニティの活性化を図っていくかということテーマにして議論をしていただければと思います。

それから次に、非常に難しい問題なんですけれども、条例そのものを全体的に理念的なものでいくのか、それとも個別の問題、環境問題とか教育問題とかいう個別の問題を条例の中に謳いこむのかというところの整理ですね。このところは具体的なご紹介といたしまして、どうも議論をしている方向というのは子どもさんが抜けているんじゃないかな、大分市民というのは小学校・中学校に通っている未成年の方々も大分市民であって、そういう方々にも分かりやすいような文言で条例を作ったら、という意見もございましたけど、そういった点から捉え方ができないだろうかというようなことでございます。

大体、大きく議論の項目をまとめていくと、以上のようなことになるかと思うわけでございます。

人数が多いものですから、なかなかご発言しにくいかと思っておりますけれども、ここは司会者の独断と偏見で進行をさせていただこうかと思うのですが、今私が申し上げたようなテーマで一つひとつご議論をしていただくということで、いかがでございますか。

よろしいでしょうか。

委員	<p>今日の進め方についてですけど、よろしいでしょうか。</p> <p>今、ポイントを絞られたということもあるんですが、その中の一つに「前文」を入れていただきたいということと、今、絞ったテーマ以外に全体的な議論を是非この場でしていただければと思っております。</p>
委員長	<p>委員さんから「前文」についても事務局からご紹介がありまして、「目的」的なものも条例の中に謳いこむべきではないかというような議論もございました。これも入れさせていただきたいと思います。それから個別の問題だけではなくて、トータル的に議論を出来るようにしてもらえないかというの、当然のことかなと思われましたので、それも含めさせていただければと思っております。</p> <p>それでは今、委員さんの方からございました全体の進め方で皆さん方、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p>特になければ、私の方で一つひとつ進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは上から下に向けて議論のテーマを取り上げていきたいと思っております。</p> <p>最初に、今、委員さんから追加をしていただきました「前文」でございます。前文の表現というのが非常に具体的に理念部会の方では、例えばこういうのはどうだろうかという文言化したものが示されているわけです。はっきり言って、この理念部会から示された文言の中には「自治基本条例」の目的というか、こういうことを目的とするんだということは謳われていないようでございます。但し「自治基本条例」を制定していくときには絶対に目的という項目がありまして、「この条例はかくかくしかじかの目的のために制定されるんだ」ということが出てくるわけでありまして。そのところをどういうふうに折り合いをつけていくべきか、是非今日、ご意見を賜りたいと思っております。</p> <p>代表者会議ではこの議論は10分間くらい、かなり熱弁がお互い奮われたところでございます。いかがでございましょうか。</p> <p>このところは部会長さんの方からコメントを。</p>
理念部会長	<p>ここにお示ししてある一枚の紙は前文の最終案ということではなくて、たたき台と考えていただいた方が良くと思います。ですから、この中にもっとこういうことを盛り込んでほしいという意見がたくさん出れば出るほど良いものになると思いますので、是非ご協力いただきたいと思います。</p> <p>それからもう一つ私が意識しているのは、この「自治基本条例」が市民にとって大きな未来像であり、誇りであり、これから市を良くしていくための使命感であり、そういうようなものをできるだけ盛り込みたい。できるだけ関係するものがあるものですから、そのところはかなり悩んでいるということなので、今、申し上げましたような誇りとか使命感とかいうことを具体的に書いた方が良くないかということも大歓迎しますので、是非お伝えさせていただきたいと思っております。</p> <p>一連で申し上げましたように、「大分楽・大分学」をやっておられる辻野先生にご意見を伺いましたら、やはり16世紀に豊後というのは九州全体を指</p>

す言葉だった、地図にそう載っているというような話も聞こえてきたりします。そういう小藩分立とかいうマイナスイメージの大分ではなくて、輝かしい未来を暗示するようなものをできるだけ盛り込んでいきたいというふうに思っております。是非、よろしく願います。

委員

先日の部会代表者会議の中で、こういった、たたき台を作っていただきまして、皆さんと議論させていただきました。その中で私の考えと言いますか、想いを少し言わせていただいたんですけども、「前文」ですから、今、先生が言っている「自治基本条例」が全国それぞれの都市でされているんですが、その内容を見るとほとんどそういった形で歴史だとか風土とかいうものが謳いこまれております。しかし、あえて私は、それは必要ないのではないかということをおっしゃっていただきました。あくまでも住民自治という一つの視点に立って主権在市民という考えに立ったときに、なぜこの「自治基本条例」を作らなければならないのか、作る意義はということ、目的はまた別だと思っておりますけれども、要は、市民の想いがこの「前文」の中に入ってくるべきではないかという考え方を言わせていただきました。

ですから、全国各地で作られているのを見ると、どうも（前文が）アクセサリーのような感じがしてならない。だから、大分のことを強調するという意見も出ましたけれども、大分のことを強調するのであれば、条文の中にその想いを是非入れて、大分はこんな素晴らしい条例を作ったんだ、というものを盛り込めば必要ないのではないかというふうに思っていますので、「前文」はそういった市民の想い、検討委員会の皆さんの想い、そして市長をはじめ執行部の想い、こういったものがこの中に入って行って、はじめて自治基本条例として生まれていくのではないかなと思っていますので、できればそういった視点で議論をしていただくのも一つの方向かなというふうに思っていますので、是非、全体会の中で皆さんで議論をいただければなということでご提案をさせていただきました。

委員長

まさに議論の前提のお話しをご紹介いただきました。是非とも司会者として私が皆さんにご協力いただきたいことは、議論されたことを更にワンステップ、ツーステップ前に進めるようなご意見を全体会議でいただけたらと思っております。是非とも委員の皆様方からご意見を賜ればと思っている次第でございます。特にご指名はさせていただきますのでどうぞ自由にご発言されたらと思っております。

いかがでしょうか。

委員

ここにお集まりの皆さんは、ポジティブなお考えをお持ちで、市政に積極的に自治を取り入れたいと思って参加されている方がほとんどだと思います。ところが私は日々、そこまで行かない、ケアを要する人たちと大勢会っています。そしてこの方たちが本当にポジティブな考え方になって自分たちの市を作るんだという考えになるような「自治基本条例」ができたらという想いでずっと参加してまいりました。

その中で一番、ケアを必要としている人たちが陥っているエネルギーの無



駄遣いがあります。それは「自尊の心」の欠如なんです。教育委員会やその他で「自尊の心」というのは、実は共有できているんですね、子育ての中で。ではどうしたら「自尊の心」が育ちますか、とお尋ねをしますと、最近では「叱るより褒めよ」というふうになってきました。そうすると一部の方は「褒めるだけでは我儘になる。もっと規範意識を育てる必要があるのではないか。」というご意見をいただきます。私が携わっていますと、そのどちらも正しいといえれば正しいんですね。ただ、今、ケアをすることが必要な方たちは自己否定をものすごくしています。拘っています。そしてダメな自分をどうやったら除けられるかとか、ダメな自分に不安になったり、もう未来はないというふうになって、そこに拘っているんです。

その結果、プラス変換エネルギーが育たないんです。実は彼らはイチローととてもよく似ているんです。イチローは完ぺき主義で拘りが強くて、そして負けず嫌いで自尊心が非常に高いです。彼らとイチローのどこが違うかと言うと、ポジティブシンキングとネガティブシンキングなんです。自己肯定できていない、ありのままの自分を肯定できていないんですね。それは褒めるということでは、褒めることができない自分を否定するようになります。規範意識を育てることが今言われていますが、それではますます自己否定をします。一番大切なのは、自尊心を育てるのはありのままの自分を正直に出せる、そういう人間関係づくりが一つですね。そしてありのままを言った勇気を認め、許し、そしてポジティブにいこうよという考えをもっていくことが「自尊の心」だと思っています。

それから、他者を尊重できるということも大分づくりにはとても必要ですが、他者というのが見えません。言葉と言葉以外で、言葉というのは嘘もつけます。その中で本当の正直な心を出せたり見ることができる、受け入れることができる、つまりコミュニケーション能力とはそういうことです。そのようなことをすることで、人が人を理解するスキルを学校教育やその他いろんな大人の教育を入れていくことが必要だと思っています。そして他者を理解します。そしてその他者をありのままに尊重します。

そして最後に「協働」という言葉が、これからの大分市に絶対必要だと思っています。今まで私たちはものづくり社会で過去の伝統もあって、ピラミッドの頂点にいる人、あるいはこういう委員会にいるリーダーシップのある立場の人が良いということ提案して、それに従うというようなピラミッド型社会で成功してきました。経済大国になったわけです。ところが情報化社会になり、市長が本当に嬉しいことをおっしゃってくださったんですが、「御用委員会ではなく、自由に意見を出せるような委員会を作ってください」とおっしゃったということを知って、まさに自治の始まりだと思ったわけです。そしてその時に規範意識ではなく、私はずっと規範意識としたことで良いことは起こらないことを体験してきて、「協働」することを喜びとする、幼いころから自分が協力して、リーダーになってもフォローになっても集団に良いことが起こったときに喜ぶという意識が育つことが、本当の意味の協働社会づくりだろうと思います。私はできればこの最後の部分を、「協働」という中に権利に伴って責務という言葉が出てまいりましたが、責務というよりは社会を作っていくルールや社会を作っていく道徳というのが、私たち一人ひと

りの喜びとなるのが、何か「前文」や「理念」の中に謳いこまれることで大分市が今までとは違った基本条例が作れるのではないかという考えを持っています。その視点に立つと委員長がおっしゃった位置付けや「都市内分権」の中でも、あるいは小さな地域が集合した大分県というのは、まさに伝統を踏まえるとすばらしいことなんですよね。違いを認め合って、意見がたくさん出て、そして統合していくということが喜びになるわけです。そうしますと、委員長が先ほど「都市内分権」という話をされたので、後になると思いますが統合まで入れていただくと「協働」ということが活きるのではないかと。一つの視点を持つことで見えてくるのが非常にあります。これは私が皆様とちょっと違って、マイナスの位置にある、自己評価を聞くと1とか2とかいう方と協働しながら、彼らが5以上になるにはどうしたら良いかという視点で応援をしてきた結果として申し上げさせていただきました。

また、それぞれの立場で私と違った意見がたくさん出て、それを協働して統合していただく、それがまさに私たち自身が自治をやっているということではないかと思えます。そのお陰で見えたことが最終的に前文に盛り込まれる。だから逆に言えば、私は「前文」をどうするかは最後に検討いただくのも良いのではないかと考えております。

部会長

「前文」の中身について、更には「前文」の制定の仕方、方法論について、ご意見をいただきました。

さて、この「前文」の内容につきましては、理念部会は本当にこれから大変な作業になっていくわけですが、是非とも委員のような今までになかったような扱いですね、そういうのをご紹介いただくとありがたいかと思えます。いかがでございましょうか。他にございませんでしょうか。

委員

先程、委員さんが言われましたけれども、私もある程度そういう形の中で今から進まなければならないんだと思っております。そこで、やはりこの「前文」の中でこの前の会議でも申し上げたんですけれども、この「前文」がある程度市民に対しての出発点となるような「前文」にならないと、要するに抽象論で全部をまとめてしまうと、一般の方は「こういうことを言っているのだな」ということは分かるんだけど、それでは「自治基本条例」はどういう人のために、どう形の中で活かすのかという文言を理念部会の部会長さんをはじめ各委員さんにもう少し検討していただければありがたいと思えます。今から新しいものが始まるんですよ、新しい時代が来るんですよ。それはみなさんと一緒にやっていくんですよ、というような「前文」を出していただければ、私は市民一人ひとりが見られた時に、「こういうことで自治基本条例が出来たのか」、「それじゃあこれで皆が向かうんだな」と分かるような感じの「前文」にさせていただければありがたいと思っております。以上でございます。

委員長

他にございませんでしょうか。今日は一つの結論を「前文」でこうだ、ということはないかと思えます。これからまた作業が続いていく、その作業のヒントになるようなご意見をいただければと思っております。

<p>委員</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>この理念と言いますか、前文についてはいろいろとお考えがあるのかと思うのですが、今日はせっかく市長がお見えになっていただいておりますので、市長が就任して7年、8年目に入るわけですので、これまで市長になるときの目標とか、市長の理念もあったと思うし、その中で「日本一きれいなまちづくり」とか、いろいろな分野で取り組まれていたわけでございまして、おそらく「これは自分の思い通りにできたな」とか「これはやはり思ったほどいかなかった」ということもあると思います。そういう7年間の経験を踏まえて、「これからの大分市はこうあるべきだ」という市長なりの考えがあるかと思っておりますので、そういうものも私たちはしっかり聞いて、それをまた参考にしながらこの条例の中にいろいろとアイデアとして盛り込んでいくというの必要なことではなかろうかと、私はそう思いますので、今日せっかく市長が来たんですから、皆の議論を黙って聞くだけというのはいかがなものかと思っておりますので、できれば市長のまさに基本理念と言いますかそういうものを今一度、私は聞いたらいかがかなと思うんですが、皆さんどうでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>今日は存分に市長さんのご意見を賜ろうと司会者として思っております、今、委員さんからありましたように市長の熱い胸のうちを語っていただくと「前文」の参考になるんじゃないかと思っておりますが、いかがでございますか。</p>
<p>市長</p>	<p>皆さん、大変熱心な議論を経て今日に至っているということを事務局から逐一報告をいただいております、またその議論の内容が非常に煮詰まってくる中で、今日のこうした議論になっておるんだと改めて実感をしたところであります。</p> <p>個々の問題について、私がどうするべきだというようなことを申し上げるべきではないと思っておりますし、先程もご挨拶の中で申し上げたように、これはまさに市民の皆さんが、自分たちの想いをいろんな形で意見を交わしていただく中で、「これからの大分のまちづくりはかくあるべき」というようなものを市民の皆さんにしっかりと理解をしていただいて、そして気持ちを一つにしてこれからの時代にマッチした大分市のまちづくりを進めていくべきだというふうに思っております。</p> <p>若干、私がこれからの時代を見据えたときに、今回の鳩山政権が地域主権という言葉に置き換えました。これを是非、我々はその示唆として受け止めるべきではないのかなというふうに思っております。と申しますのは、これまで長い間、地方分権という言葉が我々に耳慣れた言葉でありましたけれども、この違いがどこにあるのか。要は、地方分権というのはまさに中央にあった権限、財源を地方に下ろしていくという、いわゆるトップダウンである。しかし、このトップダウンという形で分権論を語っていてもそれは行政機構の中だけで議論が進んでまいりますので、市民にとってみると、一体それは何だという思いにしかならない。特に分権論の中で今、道州制の議論</p>

が出ていますが、道州制の議論というのは市民の皆さん方には「なぜ道州制が必要なのか」ということすらほとんど理解できていないというふうに思うんですね。そういう諸々のことを、今一つ、方向を転換して地域主権という言葉が出てきたと私は思っております。それは、私も原口大臣と話をする中で特に感じたんでありますが、要は、地域主権というのは、まず主体は地域に住む住民なんだ、まず住民がどういうまちづくりをしたいのかということをしつかりと議論をし、そしてその地域が自立をしていく上において、場合によってはその地域だけでは成り立たないものについては広域圏で、他の地域やまたそれをもっと広げた形のもので受け皿として作っていく。そういう、まさにいわゆる中央からの権限や財源の受け皿づくりというものがあるとするならば、最も基本的な部分というのは、我々が住む自治区からスタートしていくべきではないのかということ、この地域主権ということに据えて、今、議論を進めていこうということが基本であるというふうに聞いております。

私は市長になりまして、中央から権限、財源が来るときに、行政機関同士のやりとりでこれをやってしまった場合、果たして地方分権というのは一体誰のためにあるんだと。これが行政との間の取引で終わってしまったのでは、いつまで経っても行政依存という体質は変わらない。したがって、これからは市民の皆さんと行政、更には市民の代表から成る議会の皆さんそれぞれの役割をきちんとみんなで共有する中でこれからのまちづくりをしていくんだと、いわゆる市民が主体のまちづくりというものをそれぞれが役割を果たしながらやる、そういうまちづくりが必要であるというふうに考えて「協働のまちづくり」というものを提案をしたわけでありまして。ともすると「行政の下請けを市民に押し付けてしまうのではないか」というような意見がありますが、それは全く逆でありまして、行政はあくまでまちづくりの中であって住民が「こういう町を作っていきたい」ということをサポートしていく、そしてまた専門的な知識をもってこれに助言をしていく、またそのとりまとめを行っていくというようなことが、これからの一番望むべき姿ではないのかなというふうに思っておりますので、決して行政が何かを押しつけるというようなトップダウン的なことでこれからのまちづくりを進めるべきではない、というふうに思っております。

そういう諸々のことを前提として、この「自治基本条例」というのはまさにこれからのまちづくりを、どういうふうな想いを一つにするための理念的なものであり、また市民から見た場合にはそのこと自体は非常に分かりやすいという意味では、そのようなテーマを散りばめるといようなページもあっても良いのではないかとこのように思いますが、いずれにしても皆さん方の議論の中でこれが検討され、決められることが私はすばらしいことだと思っております。当然これからは、そういう中では市民の皆さんとの意見交換も進めていくことになるでしょうし、パブリックコメントも行うことになるでしょう。そういう中でこれが大いなる議論の末に集大成されるものであって欲しいというふうに思います。

委員長

今の市長さんの話を聞かせていただきながら、だんだんと次の「協働」と

というテーマに議論が近づいてきている感じがするわけでございます。理念部会におけます「前文」の書き方につきましては、今日いくつかの方法論のご提示がございました。どういう手順を踏んで作るのかということの話があったのですが、一番のポイントは何を目的として我々はこの「自治基本条例」を作るのかという共通の認識ですね。それを今日しっかり全体会議で確認できたら作業がしやすくなるかなと思うところでございます。先程からお話が出ております市民、議会、執行機関との関り方ですね、その関り方につきまして、「協働」という言葉が最初に使われてきているようにございます。それを3者のパートナーシップというやり方もあるのではないかと、というようなご意見も代表者会議で紹介いただきました。そこで、「協働」という言葉の使い方に対しまして、皆様方の率直なご意見をいただけたらと思います。法律の六法全書を見ても中々出てこない言葉でございまして、最近頓に世の中で使われてきているような言葉かなと思います。そういうことですので、いろんなご意見があるかと思えますけど、全体の雰囲気と言いますか方向性というのが今日出てくるとよろしいかなと思っております。これは「自治基本条例」の理念にも関わってくる中身であろうかと思えます。どなたからでもどうぞ。

委員

この「自治基本条例」の中で今、市長さんがおっしゃられたことや、ここに書かれていることとダブったりするかもしれませんが、2、3簡単に...

子どもの人材育成についても心配りをした方が良いのかなと思ったり、それから行政、議会等に市民が中心になってということになれば意見等も出てくると思えます。そういう意見をどうやって吸い上げていくのか。そして吸い上げ方にしても、特に意見だけを言うのではなくて、きちんと責任を持って意見を言うという項目もきちんと入れると良いのではないかと感じます。特に今、人材育成の中で市民から県、そして国、国際的な社会までという意味合いのことを、「前文」の中で歴史的なこと、景観のこと、平和のこと等が入っています。僕の目的はやはり人材育成と市民の意見を大切にしていこうものだと思いますが、言い放しではなくて言う以上はきちんと責任がある、一緒にやっていくということが欲しいと思います。

それから、小さなことですが、「前文」を丁寧体で書いているのですが、もしかしたら常体のほうが説得力があるのではないかなと思います。もう一つ、少し文書が長いのではないかとというのが僕の個人的な意見です。

理念部会長

私は、この議論をしていく中で頭にあるのは、将来の市民をどうやって育てるかということです。ですから、この条例の文章はおそらく副読本であって、小学校高学年、または中学生、そういう人たちに教えてしっかりわきまえてもらうということがこれから大事になるのではないかとこのように思うわけです。ですから、景色が良いとかではなしに本当の市民としてこれを良く読んでくださいよ、ということをお話かけます。そういう働きを持った「前文」にしたいなと思っております。

委員

皆様のご意見は同じことをおっしゃっているような気がします。そして、

市長も音頭を取ってくださいましたように、この「自治基本条例」が「地域主権」を確立していくということ、ある意味では目的として良いのではないかということになると思います。それで、「地域主権」を作れる人育てということであろうと思うわけです。

そして、人の成長という理論から言いますと、人は心と体を脳でつなぎながら、毎日の行動の積み重ねの中で人生が展開していきます。その時に周囲とのコミュニケーション、それは人だけではありません、自然とのコミュニケーションも大切になります。原風景を持たない人々は非常に不安定で、私は「ゲームだけしていて風景とはやり取りがない子どもたちはどうなるのだろう」、この子どもたちの理論だけでなく感性に与える影響とか、そういうことも考えますと、「前文」の担当の部会長さんがおっしゃった意味でも、実は環境ということの中に自然が入っているので、そのようなことも人材育成の中に入れる視点で「前文」ができれば良いなと思います。

委員

先程の、委員さんと同じような意見ですが、私は、消防団としてここに出させていただいているのですが、現在は、小学校で補助教員として勤務して、実際小さな子どもたちが、「先生、この先中学に行ってどうなるの？高校に行ってどうなるの？大学に行ってどうなるの？僕たちは一体どうなるの？」ということ、よく私に投げかけてきます。どう答えて良いのか私も分からないときがあります。

この「自治基本条例」の「前文」はとてもコンパクトにまとめられて、前向きな言葉を入れていただいているのですが、もっと次世代、これからの世代は子どもたちや若い人たちであるので、そういう文面をもっと盛り込んで、若い人たちにも「読んでみたい」と、自治という問題を身近に考えていきたいという気持ちを持たせていくべきではないかなと思います。

実際わが子も東京の大学に行っていますが、大学から「エターンの就職は無理だよ」とはっきり言われたそうです。子どもも「一生大分には帰らない。田舎だし何も無いから」と言っています。

だから、是非、市長にお願いがあるのですが、地元の学生はもちろんなのですが、そういった県外の大学に行っている学生たちにも、もっといろんな意見を聴いて、魅力ある大分づくりを進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長

今、話は理念部会の「前文」の話に戻っております。大体、雰囲気的に一つの方向性と言いますか、委員の皆様方のご意見が収斂されているような気がいたします。今日は、こういうことに決めました、というような状況ではございません。まだまだ議論は続きますので、理念部会として今日の意見を踏まえて、またご検討をいただければと思っている次第でございます。

そこでですね、「協働」という言葉は、実は「市民参加・まちづくり部会」でかなり侃々諤々の議論がなされていると、ご紹介を受けております。そこで、議論の取り掛かりと言いますか、資料に書かれている「協働の推進」という一覧を見ていただくと大体は分かるのですが、市民参加・まちづくり部会長さん、少しご紹介賜ればと思いますがいかがでしょうか。

<p>市民参加・まちづくり部会長</p>	<p>それでは、ご指名でございますので、少しばかりご報告をさせていただきたいと思いますが、私どもの部会ではですね、ほとんどの時間を「協働とは何ぞや」ということで、議論をいたしたわけでございます。</p> <p>簡単には皆様のお手元にまとめているとおりですが、敢えて読み上げさせていたきたいと思います。</p> <p>「『協働』はあくまで手段であって目的ではないと思うけれども、どうも目的としても使用されている、そういう気がする。」というご意見で、このご意見も強いご意見でございました。それから「一面では市民に責務を課するようなイメージがある、この条例にそういう意味から謳って良いものかどうか。」疑念が残るというご意見。或いは、今、大分市でご案内のように「市民協働基本指針」が作られておりますけれども、そういう精神を汲みまして、「一緒にまちづくりをしましょう」という呼びかけであって、行政主導という考え方のものではないのだ。」といった、もう片方のご意見でございます。それから、「全国共通の理念であるので、言葉の意味が誤解されないように定義付ければ良いのではないか。」ということでございますが、これは特に「新語」であるとか「造語」であるという意味で、言葉の曖昧さという部分から来るものでございまして、きちんとした定義付けが必要である。</p> <p>ちなみに、私どもの部会で、全国では「協働」という言葉をどういう形で使っているのかということで、事務局に調査をお願いしました。113の自治体の状況調査でございましたが、このうち「協働」を項目として条文化しているのは63自治体で、全体の約56%になります。それから、「協働」を定義等のみで規定をしているのが32自治体でありました。これを両方合わせると約80%を超える自治体が使っている。或いは「協働」とは違う表現で項目を作っているというのが7自治体。「協働」の定義のないのが11自治体ということで、自治基本条例の中における「協働」の使用状況というものも参考にいたしたところでございます。</p> <p>それぞれの自治体においてですね、「協働」の考え方がいろいろあるようでございますけれども、大分市は大分市なりの「協働の定義」というものをしっかりと議論を集約する中で作っていく必要がある、というのが結論でございまして、全体会議の中では是非一定の方向性を、市長のご意見も伺いながらまとめていく必要があるのではないかとございまして。</p>
<p>委員長</p>	<p>今日は先程からご意見をいただいておりますけれども、市長さんにご出席をいただいておりますので、大分市の方で既に「協働」という言葉が使われてきているという経過がございます。そういうことから、市長さんから「協働」というものの市長さんのお考えをですね、議論の出発点にしてはどうかと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>では市長、よろしく申し上げます。</p>
<p>市長</p>	<p>先程、私なりに意見を述べさせていただきましたが、その中でも「協働」について触れたというふうに理解をしております。</p> <p>これまで、ともすると行政機関と市民、さらには中央の省庁と地方という</p>

中には、依存体質的なものが大変強かったと思います。したがって何をしてくれるのか、何か常に受身の立場でこれまでは行政機関と国民心理という間柄にあったと思いますが、私は、これからの国づくりは、まさに先程、冒頭で申し上げたようにですね、主権が市民というこの理念をもとに、まずは最も小さな自治区から自分達の生活はどうあるべきかということ、しっかりと積み上げていくようなものでなければならぬ、そのためには、当然、市民が行政との間でともに汗を流して、まちづくりをともに進めていくということが求められてくるというふうに思っています、私は、そのことを申し上げても市民にはなかなか理解し難いだろうということで、最初に取り組んだのが「日本一きれいなまちづくり」だったわけであります。

これは、行政だけでやれるものでもありませんし、また、行政が市民に責務を負わせてするものでもありません。要は、一つの目標を持って市民と行政がともに汗して誇りあるまちをつくっていきこうというところから始まったわけでありまして、その後、「地域コミュニティの再生」でありますとか「市民の健康づくり」や「安心・安全なまちづくり」、「地球環境保全の取り組み」そして「スポーツによるまちづくり」といったように、テーマをより掘りながら市民の皆様と共に汗を流しながら、誇りあるまちをつくっていくという想いを共有することを私は「協働」と位置付けたわけであります。

したがって、先程からお話があります「責務を負わせる」とかそういうことでもありませんし、また、行政が何かを強いるものでも決してないということ、私自身はそういう想いで市民の皆さんにこれまでも訴えかけてきましたし、そういう考えはかなり大分市民の皆様方の中には、先程、委員さんからお話がありましたけれども、この7年間の中でかなり浸透してきたというふうには理解をいたしております。

委員長

市長の7年間のお仕事の中で解決されてきた中身、それを一言で言うと「協働」という言葉になるのかなという気持ちでございました。

そのやり方につきましては、皆様方も「日本一きれいなまちづくり」運動等々にご参加されてきたご体験はあろうかと思えます。そういうことを踏まえてですね、「協働」のイメージと言いますか、そういうものはかなり皆様方の頭の中にある「協働」という言葉が共通化されてきておいていただくと良いと思うのですが、いかがでございましょうか。

決して上からのトップダウンということではなくて、「あくまで主役は市民なんです」、市民と行政、さらには議会と互いに連携しあってですね、住みやすいまちづくりをしていくということ。ですから、「パートナーシップ」という言葉も良いのではないかと、代表者会議では出てまいったところでございます。対等な関係で協力し合っていくという、この言葉につきましてもいかがでございましょうか、何かこれはやっぱりこちらの言葉の方が良いよというご意見もございましたら出していただければと思っております。

副委員長

「協働」という言葉につきまして、「市民参加・まちづくり部会」の方が検討されて、その中で「協働」という造語という意味合いの説明もあった中で、子どもにも分かりやすい言葉で作っていきこうということと共有していると思



	<p>うのですが、市長が7年間の中での定着という部分では皆さん共通の認識を持っていると思います。</p> <p>しかし、「自治基本条例」についてこれからの市政、これからのまちづくりという方向性を考えていったときに、「協働のまちづくり」ということは、認識としてスッと入っていきけるのかなという思いもある中で、「パートナーシップ」という言葉も言わせていただきました。</p> <p>「連携協力」という言葉が一番良く入っていくのではないかという思いも持っております。「連携協力」して地域コミュニティを作っていく、市民参加のもとでまちづくりをしていくという意味合いから考えたときに、一番分かりやすいのかなという思いもあります。</p> <p>中身的には変わらないのだけど、表現の仕方が「連携協力」や「パートナーシップ」などのように、もっと分かりやすい表現があると良いのかなということでありました。</p>
<p>委員長</p> <p>市民参加・まちづくり部会長</p>	<p>今、「連携協力」という言葉が出ましたが、私は、「協働」という定義付けの中でこの言葉を使うのは結構だと思っておりますが、例えば多治見市では条例解説の中でこういうふうな解説をしております。お聴き願いたいと思います。</p> <p>「当初、『協働』の字句を用いていましたが、『協働』は目的と行動を共にするニュアンスがあり『連携協力』は連携と強調を意味し、行動を共にしつつも目的を共にするとは限らないニュアンスがあります。今後、行政と周囲との関わり方が変化していく可能性がある中で、多様な主体による自由な活動を大切にまちづくりを進めていく視点から、敢えて『協働』とせず『連携協力』としました。」こういうふうな解説をした自治体もあるわけでありませう。紹介までということで、議論のたたき台にしていいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>部会長の説明はとても分かりやすかったと私は思います。</p> <p>「パートナーシップ」と言ったときに、「パート」とは何だろうと思うわけです。それは、例えば議会と執行機関と市民を「パート」と分けて、それが連携・ネットワークをつくることを「協働」と指しているのか、これであれば非常に明快です。</p> <p>ところが、私の謳ってほしい「協働」は、市民一人ひとりが自分の市を自分で作っていくパートナーという意味で、集団作りの当事者になる意識がこの条例を通じて子どもに伝わり、育っていくことだというふう考えるわけです。</p> <p>その時に「協働」という言葉が良いのかどうかは別として、「パートナーシップ」というのは、最初に述べましたように、何かを「パート」として作って、それがネットワークを作るというニュアンスがより強いのかなと感じていますがいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>もともと「協働」という言葉は概念を表す言葉ですから、その概念をきちんと定義しないままにいくら論議しても始まらないし、それは逆に言います</p>

と、「協働」という言葉をきちんと我々の「自治基本条例」の中での概念として捉えることが当然可能だと思うんです。

それと、先程から造語というふうに言われていますが、1977年に米国で作られた論文の中に「コプロダクション(Coproduction)」という言葉が出てきまして、その論文は、「都市サービス提供制度比較論」という論文なのですが、つまり、都市で生活する者にとって色んなサービスがあるものを、制度化していく上での、都市と都市との比較というようなところから出てきた言葉です。

ですから、もともとこういう「自治基本条例」のようなものを作るときに、最初の概念として考えなければいけない言葉として、もう30年以上前からこの言葉は日本にあるわけです。

この「協働」という言葉は、改めて考え始めたのはごく最近でしょうけれども、少なくとも1977年にこの言葉は発出していて、その時に訳文として訳されているということをもっと頭に入れること、そして、その時に伝えられた概念は、都市のサービスの中で、それぞれの都市の間でどういう形でサービスを構築していくのか、ということを考えるための概念として作られた言葉であるということを見ると、「協働」という言葉は、むしろ我々にとって「自治基本条例」を作っていくために必要な言葉になるものだと私は思います。

最終的に使われるか使わないかは別問題ですが、「協働」という概念そのものは、このためにあるのではないかというような言葉だと思います。

委員長

今の委員さんのお話のように、やはり「定義」をはっきり議論していくのが一番政策的かなと思います。

大体こんなものか、という共通の理解は得られているのではないかと思います。そうなりますと、それをより明確化していくということと、「定義」を明確化したときにそのことを即ち「協働」とするのか、もっと別の言葉で言うのかということからは、今後の課題ということによろしいでしょうか。

多数意見としては、「『協働』という言葉は、そんなにけしからんという言葉ではないのではないのでしょうか、良いのではないか。」という雰囲気であると私は察したんですが...

理念部会長

時代が変わるときは、言葉も変わってくると思います。大体、言葉というのは物があってその物に名前を付けたということが圧倒的に多いでしょうけど、例えば、明治維新のときにそれまで日本に全然なかった「社会」という言葉が生まれてきたわけですね、「ソサエティ(society)」という言葉が。一生懸命苦労して日本語に訳して「社会」とつけた。そして「社会」というのは、実態としてずっと使われて誰も疑問に思わなくなった。多分、「協働」という言葉は、今、見ると違和感があるのですが、でもやはり新しい取り組みなんだと、新しい活動なり、ものの考え方なんだということ、我々がまず名前はどうか、実行していかなければいけない。実行の成果が挙げればそれに名前がついてくるだろうというふうに私は思います。

ですから、むしろ「協働」がどうかということの言葉の議論ということよ

<p>委員長</p>	<p>りも、これから実行して「協働」というのはこういうものなんだということが、示せるようなものをこれから大分市で取り組んでいかなければいけないのではないかと思います。</p> <p>それともう一つ、私は「市民協働基本指針」の策定に参加させていただいたのですが、やはりこの「市民協働」が成功しますと、そのメンバーに実に充足感と言いますか、達成感と言いますか、次の使命感を育てるという気持ちが湧いてくるということも随分聞きますので、そういう方向でものを考えていければ良いのではないかなと私は思っています。</p> <p>この言葉につきまして、より定義を明確にしていく、後はどういうことを言うのかというところの詰めを残すところになるのかなと思います。</p> <p>それとですね、私の座長としての気持ちとしまして、いつになるかわかりませんが、市民の皆様方に私どもがご説明に行かせていただくという段取りがあるんですね。</p> <p>その時に、私どもメンバーが説明会の所々によって言うことが違って来たら、市民が非常に不安がって「何を作ったんですか？」ということになるので、やはり、肝心要のところはですね、カチッと更に議論を詰めて整理していく方がよろしいのではないかと思いますので、まだまだ時間がございますので、今日のところは一応、共通の理解が大体得られているなというところぐらいで、収めさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）</p> <p>はい。それでは、時間が下がってきました。残された問題がいくつかございます。次にご議論いただきたいのは、「議会基本条例」というのが先行しているわけですね。今、私どもが作っている条例は執行機関の基本条例なのか、それとも、議会も執行機関も市民も包含した全体の基本条例なのかというところの位置付けの議論を、どこかでしておかなければいけないということで、今日ご意見を賜りたいと思っておりますのでございます。</p> <p>部会代表者会議では、結論的には議会・執行機関・市民の三位一体を包含した最高法規性を持つ基本条例とするのがよろしいのではないかと結論をもらいました。</p> <p>全体会議で決まったわけではありませぬので、決して拘束力を持つ結論ではございませぬので、全体会議でご意見をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
<p>副委員長</p>	<p>「議会基本条例」につきまして、ここに議員としてそれぞれの立場から何名か出てきておりますので、一応「議会基本条例」を作った議会側として「自治基本条例」との関係について、一回（議員が）皆集まって協議させていただきたいなと思っております。そして、それを持ってまた全体会議にかけていただいて、そこで検討をお願いできればなと思っております。今の時点で「執行機関・議会部会」の中で検討されてきていると思うのですが、「自治基本条例」というのはあくまでも、市民・議会・行政という三者を包含したものになると思うのですが、そういう方向で皆さん検討されていますし、私もそう思っています。だけど、議会の中での考え方を一応まとめさせていただいて、こ</p>

<p>委員長</p>	<p>れをもってまたこの場にかかけたいと思うのですが。</p> <p>今までそういう機会を設けておりませんので、是非、議員さんが集まる機会を一度設けていただいて、そこで議論していただきまして、再度また全体会議にかけていただくということによろしいでしょうか。そういう手続きを是非踏ませていただければ、よりステップも見えるのではないかと思います。よろしいですか。（「はい。」の声あり）</p> <p>はい、それではそういう方向で整理をさせていただきたいと思います。</p> <p>そうしましたら、次に行かせていただきます。これも、非常に重いテーマでございます。</p> <p>「都市内分権」という考え方でございます。これにつきましても、市民参加・まちづくり部会長さんの方からきっかけを作っていただけますか。</p>
<p>市民参加・まちづくり部会長</p>	<p>「都市内分権」はですね、そこに書いているとおり、「言葉が重い」と、この前の部会代表者会議では出たわけでございますが、部会の中ではですね、これがいわゆる「地域主権」という部分との関わりの中で、今の支所を中心として取り組んでいくということを広げていくことを指して「都市内分権」というふうな方向付けをするのか、或いは、自治法で定める「地域自治区」をめざすという方向にするのか、特にその場合にはいわゆる「分権」の「権」の部分であります。財政権との係わりも非常に気になるところだなという意見も出たところございまして、どちらの方向付け、或いはもっと別の考え方があるのかどうなのか、もう少し踏み込んだ大分市の基礎となる自治区の在り方に関わることだと思いますので、ご意見を伺いながら議論を進めて行きたいと考えています。</p>
<p>委員長</p>	<p>非常に重い問題だと私は思っているのですが、なかなか議論が一気に進まないようなテーマかと思うので、大変申し訳ないのですが市長さんもう一度、この点についての市長のご見解をご紹介いただきたいのですがいかがでしょうか。</p>
<p>市長</p>	<p>これは私自身がこうだというものを、ここで申し上げることはいささか控えなければならないと思っておりますが、概念的にはですね、皆さんもご承知だと思いますが、今回、地域主権を標榜して、今、様々な改革が進んでおりますが、例えばこの権限についてはですね、従来の枠付けや義務付けというようなものを、地方の判断に委ねていこうということで、そういう規制が緩和をされております。</p> <p>一方で、国庫補助金というものがございまして、この国庫補助金というのは、国が事業を決めて、「こういう事業をすればそれは5割国が負担をしましょう、8割国が負担をしましょう、その残りは地方で持ってください」、要は、地方にはその選択権は全くないわけでありまして。</p> <p>そういう中で、この地域主権を求めていく今回の取り組みはですね、地方に従来のひも付き補助金を廃止して、補助金を一括交付金として全て基礎自治体に渡していこうということでありまして。</p>

そうなりますと、基礎自治体はどういう作業をするかという、それ（一括交付金）をどういうふうにするかということ、それを市民・議会を含めて議論をしながら、どういう事業にお金を使っていくのかということを決めていく、まさに、オリジナルなまちづくりをするための事業がそこに、我々の手で作り出されていかなければならないということです。

これを、今度は大分市という自治体に移したときにどうなのか。今は各自治区や校区、支所等に様々な補助金が入っている。この補助金はかなりの数があると思うんですね。しかしそれは、全てこういうことに使ってくださいということです、全部、いわばひも付き補助金であります。

分かりやすく皆さんにイメージしていただきたいのは、国から基礎自治体（地方）に下ろしてきたのと同じように、今度は大分市でもそういうふうな、いわゆる権限なり財源なりを地域に下ろしていくというような発想が、これからあっても良いのではないかと。

例えば、大分市の様々な補助金がありますが、よく私が「おでかけ市長室」に行った時に言われるのは、「この補助金は実はいっぱい余っているんだ、しかし、こっちは補助金はもっとあったらこの地域はもっともっと活性化に使えるんだ。」というようなお話があるんです。それは、逆に言えばそれを本当は一括で交付したものを皆さんで決めていただければ、それはもっと効率的に、また地域の皆さん方がいろいろの想いを込めて活動をしていくことによって、成果を挙げるといえることが出てくるのではないかなと思っています。

そういう中で、いわゆる権限、財源を市域内で下ろしていくということが、一つ私の想いの中にあるということでもあります。

ただこれはですね、膨大な受け皿づくりが必要になってきます。その受け皿がこんなことは行政でしてくれというようなことになると、自分達が行政から自立して、自主自立の地域づくりをしようとするのと相反してくるわけで、権限や財源が下りてくるということは、一方では責務もそこに発生してくるということ、そういうことが一つの「都市内分権」、「市域内分権」の中にそういうこともあるんだということで、私自身は考えています。

ですから、それがどこに下りていくのか、またどういう範囲とするのかということまで、この条例の中で定めるという話ではなく、要はその方向、そういうものをめざしていくんだということを検討の中に汲んでもよしいのではないかなということでございます。

委員長

私どもも、今まで経験していなかったような、新しい分権制度が進んできているように思います。

それで、大分市の「自治基本条例」を作り上げたときに、やはりある程度の日本の進歩を見通して、それを視野に入れて作らないといけない。そうすると、先行例というのがあまりないのではなからうかと思っています。勉強不足かもしれませんが、そこまで踏み込んでいくことがなかなかできなかった、しかし、時代的にはそういう時代になってきているということになったときに、先程少し申し上げたのですが、委員の皆様方が地域にお出かけいただいて、話をするとときに地域の皆様方は非常にここに興味を持たれると思うんです。

「うちの地域で予算的な措置がなされるのですか。」「どういうことができるのですか。」ということを聞かれたときに、「自治基本条例ではこうなっております。」ということの説明をしなければいけないという、大変大きな新しい課題がこの中に秘められているのではないかと思うわけでございます。

そういう意味で、今日のところは、どうするこうするということまで行かないと思いますけど、今、市長さんのお話しを一つの議論のきっかけということにさせていただいて、皆様方のご意見を賜れば先に進めるのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員

私は、実は大分市の公民館連絡協議会の副会長をしております。

今、地域でどういうことが起きているかと言いますと、恐らく今から「自治基本条例」が出来て、まちづくり委員会というような組織の中で、各校区で「我々の地区はどうでしょうか。」というような話が巻き起こったときに、本当に「自治基本条例」が生きてくるのではないかと考えております。

だから、そこで地域ごとの課題を持って、子どもたちにはこういうところが分かってほしいとか、高齢者については協議会などに頑張ってもらって、全体的な調和を図って、弱いところを地域や校区、自治会単位で考えてもらって、ここの自治会の弱いところは助けてあげようというようなことの中で、地域社会が進んでいくことになれば、私は大分市のステップアップにもつながるし、生きた金がまわっていくのではないかと思います。

今、市長さんが言われましたが、我々もお金だけがほしいというわけではないんですね。要するに、「このお金はこういう使い道だけではなくて、こういうところに使えたら助かるのだが」ということもありますし、具体的にありますが一例を申しますと、公民館でも平成4年くらいから、ほとんどのことを主事さんと館長でしていますが、給料のアップもこの15年から17年くらいありません。お金がほしいというわけではなくて、公民館の主事を育ててほしいと。館長と主事だけでしている中で「協働のまちづくり」とかの調整役をしたり、主事の仕事が増えてきているんですね。

私は常々お願いをしているのですが、新たな主事さんを育成していただければ、主事さんが辞めたときにですね、うまく連携が取れて次に引き継がれるのだけれども、今までの生涯学習課に言っても「そういうお金は一切ありません」と言われています。今度は、市民協働推進課に主管が移行されましたし、今は地域コミュニティの関連で補助金が出たり、様々な補助金が役所から出ます。しかしながらその補助金が生きている補助金かどうかというものを、もう一回再検討していただいて、そういう動きが少しでもあれば、「公民館が変わりますよ」、「地域が変わりますよ」という話ができるということが、校区や組織の再活性化につながるということが、この話の基本だと思っていますので、具体的な話になりましたが、皆さん一生懸命頑張ろうという力を持っているので、よろしく申し上げます。

委員長

現場で大変ご苦労をされている立場からのご発言でございました。

この「都市内分権」を徹底的に進めていきますと、私のイメージには「日本一住みやすい隣保班」、「日本一住みやすい校区」そして「日本一住みやす

い大分市」というようなことで、下から積みあがって行って、「素晴らしいだろ」と皆に向かって自慢できるような地域になるかならないか、そういう問題にも直接かかわってくる、大問題であると思っている次第でございます。

そういう意味で、ここにつきましては、今日は市長さんから十分なお話も聞かせていただきましたので、そういったことも踏まえて更に煮詰めていくということではいかがでしょうか。

委員

私はですね、市民の中から起こってきた政策とか、いろんなものがどのように市政の中に組み入れていただけるのかということをチェックしてきました。その中で、今の「都市内分権」というのは、光があるなと思いました。それは、大分市全体の中でこのようなことを試していただきたいと言っても、どこが窓口になってどのように汲み上げていただけるのか明確ではありません。パブリックコメントというのはどちらかというと行政主導であって、それに市民が意見を加えさせていただくのですが、市民発案の場合はそれもするかしないか行政が判断して、担当部署が決まらないとできません。ところが、「都市内分権」というのになると、非常に小さな地域で、まず試すということがいろいろできるんだと、地域ごとに違ってても良い成果が挙げれば他の所もしようと、まちづくりができるんだという光が見えたような気がしましたので、何か条例の中に入ると良いなと思いました。

委員長

是非この際に発言をという委員さんがおられましたら、いかがでしょうか。

特になければ、大体12時までという設定にさせていただいておりますので、次の話に移らせていただきたいと思っておりますけど、一応今日、出ましたことは、また事務局でまとめて、皆様方にご紹介をさせていただくということで、次のステップに向かっての段取り作りを今からさせていただきたいと思っております。

まず、皆様方のお手元に、スケジュール案というのがございますが、それをご覧になっていただきたいと思っております。

今日が2月の検討委員会10回目でございます。そして、3月は議会がございます。議員の先生方はこれにかかりっきりということになっていきます。そして、新年度を迎えるわけでございますが、今の進ちょく状況でいきますと、年度内に全て素案をまとめ上げることは不可能かなと、私は思っております。

そういうことで、素案作りは新年度に跨ぐということになるかと思っております。

いろんな段取りの仕方があるのでございますが、一応ですね、今後の長期の目標としまして、まずは、22年度内に条例を作り上げる、そのための段取りを整えていくと、大きなスケジュールとしては、まずその辺はよろしいでしょうか。

やはり集中審議をさせていただいて、拙速は避けるということですが、まずは来年度内に制定ということではいかがでしょうか。（「はい。」の声あり）

ありがとうございます。

そうしたらですね、それに向けての場面作りとしまして、議会が6月、9月、12月と入ってまいります。22年度内の制定をめざすとすれば、12

月の議会でご審議をいただきますと年度内に成立が可能かなということで、逆算しますとここに書いてある内容でございます。

今日の議論を聞かせていただきまして、特に「都市内分権」は非常に重い内容でございますので、そういうものを考えますとこれから議論をすることは山程あるなと思うわけでございますが、一応目標としてこういう方向で行かせていただきたいということの共通の認識をいただければと思います。

アバウトではございますが、ご理解いただけますでしょうか。

(「はい。」の声あり)

ありがとうございました。

それともう一つ、今日ご確認をいただかないといけないことがあるのですが、陪席にですね、今までご参加いただいていた方を是非ということで、これは代表者会議でもお認めいただいたのですが、大分市の法制室の職員の方をですね、陪席していただきまして、我々の議論を聞いていただいて、最終的には法制室に条文化していただきますので、言葉の感触と言いますか、議論の中身を聞いておいていただいた方が、より法制室の仕事がしやすいのではないだろうかと思っておりますので、陪席して議論を聞いていただく。これからは部会にもですね法制室から職員が出てくるということをお認めいただけますでしょうか。

(「はい。」の声あり)

ありがとうございます。

それでは法制室の職員の出席を認めていただいたということにさせていただきますたいと思います。

それとですね、先程、委員さんから全体として意見を言う場を設けたらどうかとおっしゃっていただきました。何かこの際に全体の議論の仕方として、こういう工夫をしたらどうかというご提案がございましたら、お出しいただきたいと思っております。

その前に今後のすることですが、まずは、また部会に戻っていただいて、部会での議論ということになって、必要な段階で全体会議ということになると思っております。次の会合は各部会でということ。

それでは他に全体的なご意見がございましたら遠慮なくおっしゃってください。

委員

今日の会議を見ますと、マスコミの方も来ていないようですし、この「自治基本条例」は、市民と一緒に作っていくわけですから、広く市民に知らせるといったことが一番基本だと思っております。そういう意味でこの会議のあり方も含めて、どういう形で広報していくか。市民の方に呼びかけて傍聴も含めて公開していくということが一番基本だと思っております。

ですから、この会の会報を作って定期的に流すというシステムを作っていただいて、例えば自治会長さんや公民館とかいろんなところに情報を流していくという方法があると思うのですが、是非そういったものを検討していただきたいと思います。

委員長

今の発言は、部会代表者会議のときからおっしゃっていただいていた。



	<p>個人的には、「自治基本条例」というのは、内容はもちろんですが制定の過程がいかに民主的であるかということが絶対だと思います。そういう意味で、議論を尽くすことは当然のことではありますが、一般市民の皆様方を巻き込んで、「こういうことをしているんですよ」ということで、「然るべき日にきたら私はちゃんと意見を述べたいんですよ」というご準備をいただくためにも、広報活動をしないといけないかと思います。</p> <p>事務局、若干の現在の広報活動をご紹介ください。</p>
事務局	<p>今日までの広報につきましては、各会議の開催はメディアの方にも流しております。そして、その度の会議録につきましては、ホームページに掲載しております。また、現在の進ちょく状況を3月1日の市報に掲載するようにしております。今後につきましても、こういうふうな広報活動を行っていきたいと考えておりますが、先程、委員長さんが言われました「市民意見交換会」とは別に、先週の代表者会議におきまして市民向け広報、会報みたいなものを考えてはどうかという話がありましたので、今回の会議を受けまして、できるだけそういう形で対応できるように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
委員長	<p>委員さんがおっしゃったことは、事務局の対応ができつつあるようでございますので、もう少し時間を与えていただけますでしょうか。</p> <p>是非ともですね、一般の市民の皆様方を巻き込んで、すばらしい「自治基本条例」になるように努力してまいりたいと思います。</p> <p>今日はぎりぎりの時間までお時間をいただきまして、また、市長さんにはお忙しい中ご出席賜りまして、貴重なご意見を沢山いただきましてありがとうございました。</p> <p>市長さんも感じられたかと思いますが、委員も一生懸命頑張っております。今後も暖かく見守っていただければと思っております。</p> <p>委員の皆さん方におかれましては、本当に熱心にご討議いただきまして誠にありがとうございました。お礼申し上げます。</p> <p>それでは事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>委員長さんどうもありがとうございました。</p> <p>以上で本日の会議を終了させていただきたいと思っております。大変お疲れ様でした。</p>